

田秘書第 739号
平成31年2月22日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
大阪南地域協議会
議長 清水 俊雅 様
泉南地区協議会
議長 杉山 忠宏 様

田尻町長 栗山 美政

「2019（平成31）年度 政策・制度予算」に対する要請について（回答）

平素は、本町行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の要請につきまして、下記のとおり回答しますので、よろしくお願
い申し上げます。

記

1. 雇用・労働・WLB施策（5項目）

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考にして、事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めていくこと。

（回答）

本町が実施する就労支援事業については、応募者が減少の傾向にあることから、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」及び「地域労働ネットワーク」で紹介される好事例等を参考とするとともに、就職困難者を近隣市町と商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどし、就労に至るまで支援を行ってまいります。

② 障がい者雇用施策の充実について

2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っていると同時に、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った合理的配慮を行うとともに、職場定着のためのキーパーソンの設定など、相談体制の整備などを行うこと。

（回答）

障害者の就労支援について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行される方の人数等を障害福祉計画の数値目標として掲げているところであり、一般就労移行事業所の利用者数においても、一般就労に結び付いた数においても着実に実績を上げているところです。

精神障害者はもとより、身体障害者や知的障害者も含め、職場定着については、これまでも就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所などと連携してきたところであり、また平成30年度からは就労定着支援事業も開始されたところから、相談体制を充実させてまいります。

③女性の活躍推進と就業支援について

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。

（回答）

本町における推進計画については、進捗状況を確認するとともに、町ホームページにて実施状況を公表しているところです。また、就労支援事業において就労支援講座を開催するにあたり、若年女性の就労を促し定着へと結びつくメニューを選定してまいります。

(2)働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局と

も連携し、適切な施策を講じること。

(回答)

労働基準監督署や大阪府と連携し、情報収集に努めながら町広報誌やホームページの活用、国や大阪府が作成した使用者・労働者向けのチラシの設置を行います。

また、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるように、職員や相談員が国や大阪府が行う研修等に積極的に参加して、制度に対する知識を深め、相談内容に適切に対応できるよう努めてまいります。

また、社会問題化している「ブラック企業」との問題についても、労働基準監督署や大阪府と連携し、企業、就労者双方にワークルールについての広報活動を引き続き行うとともに、悪質な事例を確認した場合は、労働基準監督署に情報提供を行う等の対応を徹底してまいります。

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

就労支援については、引き続き、府や国、関係団体と連携しながら就業ニーズの高い分野で求人側と求職側の好ましいマッチングが行われるよう合同就職面接会を開催するなど、より多くの就労へとつながるよう施策を進めます。

(4) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

また製造・運輸・建設分野での人手不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。

(回答)

後継者育成に向けては、現在 120 を超える機関・団体で構成する「大阪府事業承継ネットワーク」に参画しており、今後、技術継承や後継者育成のための情報収集をすることにより、事業継承等に悩む経営者の支援に努めてまいります。

また、人手不足の解消については、府や国、関係団体と連携しながら、合同就職面接会に参画するなどして、より多くの就労へとつながるよう就業促進に努めてまいります。

(5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

① 男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪

府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

(回答)

各法令及び大阪府が実施する各制度について、府、国と連携し、町広報誌やホームページを活用してPRすることで、働く現場における男女共同参画に向けた取組を紹介するなど、広く周知を図るとともに、その支援策等についても研究してまいります。

②治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

(回答)

事業主に対し、労働基準監督署・大阪府・商工会議所や医療機関などと連携し、病気の治療と職業生活を両立する労働者のニーズやその対策等について周知を図ります。

また、適切な支援策を紹介するため必要な情報を収集等することで、その支援に繋げてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策（3項目）

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、さまざまなものづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものでづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

(回答)

ものづくり支援について、MOBIOと連携し、支援施策の充実を検討してまいります。

また、女性のものでづくり企業への支援について、まずはそのニーズを把握することで、その支援策の検討に努めてまいります。

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

中小・地場企業が迅速かつ効果的な融資制度を有効活用できるよう、商工会議所、銀行等と連携し、広く情報提供してまいります。

③非常時における事業継続計画（BCP）について

2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、事業継続計画(BCP)は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

(回答)

中小企業には、災害時に企業の果たす役割を十分に認識していただくように努め、企業防災活動を支援する団体等と協力しBCP策定の支援をするとともに、広報・啓発や必要な情報提供等に努めてまいります。

また、総合評価入札制度を導入する場合の検討時においては、他団体の事例を参考に企業の防災対策に対する取組を評価項目として取り入れるのかなども含め、調査・研究してまいります。

(2)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

(回答)

先進事例を参考にしながら、地域にあった実施方法について検討してまいります。

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

総合評価入札制度の導入が、府内20市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

総合評価入札制度については、継続的に検討しておりますが、本町においては発注件数が少なく、組織体制等様々な課題もあり導入するに至っておりません。

また、公契約条例については、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものであると考えております。

今後も引き続き国や他団体の動向に注視し、対応してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策（7項目）

(1)地域包括ケアシステムの実現に向けて

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での介護拠点の整備や24時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

（回答）

地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療・介護の多職種連携会議において、在宅医療に係る専門職や介護サービスに係る専門職等と行政が連携し、各種サービスを含めた支援の仕組みづくりについて考える機会を設けております。

また、地域包括ケア会議では、町内各種団体や関係機関、行政の関係部署等が、地域の高齢者が共に支えあい安心して暮らせるまちづくりのために情報を共有し、仕組みを一緒に考える機会を設けております。

それらの会議を通して、町の地域の特性を生かした地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

(2)予防医療の促進について

平成30(2018)度からの6年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連4計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。

（回答）

府の「健康づくり関連4計画」については、本町としても協力しつつ、本町の健康づくりの基本となる「健康たじり保健計画」が中間評価の年度ということもあり、これまでの評価と今後の事業を検証しつつ、平成36年度までの計画期間内に目標達成となるよう住民と行政が協働して実施してまいります。

また、保険者との連携については、国保担当課と保健部局が協働で策定したデータヘルス計画に基づき、町民の健康課題に向けた取り組みを進めると共に、健康づくり対策を推進し、健診の受診率の向上には、集団健診の受診者が増加するよう周知を強化し、健診後の結果説明では、個別指導による生活習慣病の対策なども引き続き実施してまいります。

がんの早期発見では、集団健診時に併せて実施する「がん検診」の勧誘を強めるとともに、「泉州がん診療連携協議会」の中で、がん検診の受診率等の向上などについて情報共有をしながら具体的な施策の検討を進めてまいります。

(3)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の処遇改善を実施すること。また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

(回答)

大阪府による泉南地域介護人材確保連絡協議会に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めております。

介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、事業所の集団指導等の際に指定業務を行っている広域福祉課と連携し周知を図ってまいります。

また、福祉機器の導入の推進は既に取り組んでいるところではありますが、介護労働環境の改善や介護労働者の職場定着等につきましては、今後も国や府の対策を注視しつつ、町としての取り組みを検討してまいります。

(4)障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数は多い。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行うとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取り組みを徹底すること。

(回答)

本町としましては、障害者の緊急避難場所として、日頃より町内にある施設に協力依頼をしており、もし町内の施設が満床であれば近隣市町にある施設にも協力依頼しているところです。

虐待事案が発生した場合は、障害者虐待防止センター（泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター）や関係機関とケース会議を行い、そこで決定された支援方針に従い被虐待者はもちろんのこと、虐待者に対する支援も実施しています。

虐待防止に向けた研修については、日頃より障害者福祉施設に対し受講を促しているところではありますが、今後も引き続き指導を徹底するよう努めてまいります。

また、泉佐野市・田尻町自立支援協議会に設置している権利擁護部会で虐待状態になる前に予防や早期発見をするためのチェックリストを作成し、障害者福祉施設等に啓発・研修も行っているところです。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童の解消をめざした保育所設置促進

「子育て安心プラン」にもとづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府との十分な連携のもと保育所の整備を進めること。その際には、各自自治体での住宅施策との連携など、人口移動予測なども踏まえた整備を行うこと。また、企業主導型保育

事業をさらに推進するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。

(回答)

近年田尻町では待機児童は発生していませんでしたが、平成 30 年度現在、保育士不足が要因で数名の待機児童が発生する事態となっています。田尻町内には、町立保育所以外の認可保育所は存在していないため、町立保育所の保育士の確保と併せ、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、1 人でも多くの児童に保育の提供を行うことができるよう努めてまいります。

なお、本町において大規模な住宅開発が行われる際は、急速に住宅供給が進むことによる待機児童の増加を抑制するため、人口政策や公共施設などの社会資本整備などとの整合を図りつつ、適切な指導・誘導に努め、良好な居住環境を形成してまいります。

②保育士の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。

(回答)

田尻町内には町立保育所が 1 施設のみであり、保育士不足が要因で数名の待機児童が発生する事態となっています。その状況を解消するためには保育士の確保が不可欠であり、正規職員の雇用と適正な配置など引き続き実施してまいります。

また、嘱託職員の処遇改善や働きやすい勤務体系の構築など積極的に行い、保育士の確保を図ってまいります。

③病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

(回答)

病児・病後児保育については、ニーズの高さは認識するところではありますが、本町には町立保育所が 1 施設のみしかなく、また医療機関が少なく小児科もありません。

そのため、医療機関との連携や病児・病後児保育の実施については、厳しい状況であります。

(6)子どもの貧困対策について

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。

(回答)

平成 30 年度から、本町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）と町立小学校に配置したカウンセラー（臨床心理士）が教育相談を行う教育相談事業と、町立保育所・幼稚園・小学校・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣するスクールソーシャルワーカー活用事業において、課題を有する子どもや保護者を発見し、福祉関連部局と連携の上、必要な支援につなげるよう努めています。

また、子どもの居場所づくりについては、ふれ愛センター 2 階に、子ども達が自由に利用できる「キッズルーム」を開設しており、安全に子どもたちが遊具で遊んだり、自主学習に励んだりできるよう、適切な環境作りを行っています。

(7)子どもの虐待防止対策について

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。特に大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。

(回答)

本町では、田尻町要保護児童対策地域協議会を設置し、大阪府岸和田子ども家庭センターとの連携のもと、要保護児童等の早期発見及び保護または支援に取り組んでおります。

今後は、保健師等の専門職員配置を引き続き行い、保健センター・保育所・幼稚園・小中学校などの担当部局間での情報共有を徹底し、警察署などとも連携を密にして体制強化を行い、児童虐待の早期対処と防止に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策（3項目）

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

(回答)

これまでの国及び大阪府による 1・2 年生の 35 人以下学級化への対応を維持・拡大できるよう、また、少人数習熟度別指導教員の加配や専科指導教員の加配等地域・学校の実情に応じた施策展開やスクールカウンセラー等の拡充により不登校やいじめ等の問題に対応できうるよう、定数改善も含めた要望活動等の取り組みを今後も進めてまいります。

(2)奨学金制度の改善について

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度を創設を求めること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

(回答)

経済状況が厳しい世帯の学生であっても学業を断念せず、また将来の返還の不安を軽減され、安心して進学・就学できるよう要望活動等を進めてまいります。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶

配偶者偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、市民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

(回答)

これまで住民に対しては、女性に対する暴力の根絶について、講演会の実施や町広報・HPによる周知を行ってまいりました。今後も引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に広く住民への意識啓発や周知を行ってまいります。

被害者への支援体制の強化につきましては、相談体制の強化を図るとともに、小さな町ならではのきめ細やかな対応に努めてまいります。

②差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定するなどの対応を検討すること

(回答)

町内で特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは発生していませんが、近隣市町の状況を注視しながら、町内でヘイトスピーチが発生した場合は、大阪府と連携し、対応を検討してまいります。

③多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

これまでLGBTなどのセクシャルマイノリティに対する偏見や差別をなくすため、多様な価値観を認め合うために、当事者の方によるLGBTに関する講演会を実施しております。今後も、講演会の実施や町広報・HPによる周知等の啓発活動に取り組んでまいります。

また、公共施設において、誰もが利用しやすい環境整備に今後も取り組んでまいります。

④就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(回答)

これまで泉佐野市、熊取町、田尻町の事業所で構成する「泉佐野・熊取・田尻町事業所人権連絡会」において、就職差別問題に関する講演会等の実施により就職差別の撤廃を企業に周知してまいりました。

今後も引き続き、同連絡会や町広報・HP等を通して就職差別の撤廃を企業に周知してまいります。

また、部落差別解消法は、法律に初めて「部落差別」が明記された大変意義深い法律であるという認識のもと、住民に対し、町広報・HP等を通して、広く周知してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策（3項目）

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量が達成されるよう、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源化を進めるとともに、リサイクル製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

本町においては、ごみの減量化と再資源化を促進するため、家庭ごみの有料化を行い、各種資源ごみの分別収集を実施しております。

特に資源ごみにつきましては、田尻町分別収集計画に基づき、町民への広報活動や事業者に対する可燃ごみと資源ごみの分別の啓発を進めてまいります。

(2) 食品ロス削減対策のさらなる推進

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下のような取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。

②食品関連事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。

③教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。

④「食の都・大阪」は「食品を大切に作る、食品ロスに敏感な街」とであると認識してもらえよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。

⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。

(回答)

①・②

廃棄物減量等推進審議会において、食品関連事業の委員も参加していただいております。今後、審議会においても、食品ロスに関する審議を検討して参ります。

③栄養教諭を中心に、家庭科、社会科、道徳科等で、学級担任と協働し、食品ロスのみならず、食育に関する諸課題について、授業を通して取り組みを進めています。

④今後、町が主催する各種イベントの中で、啓発活動等にに取り組むことを検討して参ります。

⑤必要に応じ、公表を行って参ります。

(3)消費者教育の推進

①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減

②学校現場や成人年齢が18歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発

③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが2017年4月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記3点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第20条1項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。

(回答)

消費者教育を推進するための専門部会設置について、国や大阪府、関係団体と連携し、本町における消費生活をめぐる現状と課題の整理をするとともに、本町に適した消費者行政・施策を研究し、効果的な取組を実施するための検討をしてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（8項目）

(1)空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具

体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」を早期に策定すること。

(回答)

本町では、今年度に空家等対策計画を策定する予定です。この計画に基づき、空家対策を進めてまいります。

(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されているが、さらなる施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

(回答)

交通施策の推進は本町においても重要なものと認識しており、要請にある各種法令、計画に基づく大阪府との連携については今後とも緊密に行います。

地域公共交通維持改善事業等により設置される協議会については、利用者や地域住民の声が反映されるよう努めてまいります。

(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

(回答)

現在、吉見ノ里駅のバリアフリー化を行うため鉄道事業者と事業内容、事業スケジュール、費用負担などについて、詳細に協議を継続して進めており、早期実現に努めてまいります。

(4)防災・減災対策の充実・徹底

自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組みよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、自治体が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、継続的に行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

(回答)

これまでも、ハザードマップや防災マニュアルなどを基に町内全体の防災訓練(安否確認・避難訓練)を行ってきたところですが、今後も住民の知識と意識を高めるために、今後も引き続き様々な訓練や研修を継続的に行います。また、自主防災組織が中心となり、住民が自助と共助の理念のもと災害時に行動できるよう支援・育成に努めてまいります。

また、町ホームページ・町登録メール・広報紙など様々な媒体を用い、全ての住民に必要な情報が伝わるよう創意工夫してまいります。

避難行動要支援者については、平成27年1月に田尻町避難行動要支援者プランを策定し、要支援者名簿の整備、名簿活用の同意を経て、28年度から個別計画の策定に着手しました。以後、新たに同意を得た方の個別計画の策定や、策定済の個別計画の更新も毎年実施しております。

(5)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行うこと。

また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤(通学)時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、①外国人観光客が利用できる避難所の設置、②発災時の情報入手方法をまとめた多言語パンフレットを大阪を訪れる観光客に配布する工夫などに取り組むこと。

(回答)

これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、今後、効果の有無も含め、検証してまいります。

また、災害時の多言語対応については、災害時音声データベースなどのツール活用と併せ、訪日外国人に対し町域のホテルで災害関連情報を提供することも検討してまいります。

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令

する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

(回答)

豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止に努めているところです。

今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。

また、住民への情報提供につきましては、自主避難、避難勧告、避難指示の説明や避難場所の周知などについて、町広報紙、ホームページ等を通じ継続的に行っております。

加えて、町登録メールによる情報発信・提供を実施しており、今後も住民に確実に情報が伝わるよう取り組んでまいります。

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

(回答)

本町では、駅前に6台の防犯カメラと高照度のLED防犯灯を設置するなど、設備による犯罪防止対策を講ずるととともに、地域団体で組織された『田尻町防犯連絡協議会』と連携して街頭啓発活動や駅周辺を含めた夜間パトロールを実施するなど、防犯対策に努めております。

しかしながら、本町にある駅は無人駅となっており、駅構内での利用者の安全と利便性向上のため、駅員の配備を鉄道会社に要望しているところです。

(8) <大阪南地域協議会 統一要請>

ブロック塀

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震により、ブロック塀の下敷きになって尊い命が失われました。また、多くの公共施設、民間住宅や工場などのブロック塀も、倒壊あるいはひび割れが発生し、早急な対策が求められています。また、南海トラフ地震の発生が予測される中、通学路や避難経路に面したブロック塀の耐震化など、恒久的な対策も喫緊の課題と考えます。

既に、各自治体において対策が進んでいるものと考えますが、改めて以下の項目について調査、確認したく、ご回答願います。

- ①各行政管内のブロック塀の数（公共）
- ② 〃 （民間）
- ③耐震化対策が完了したブロック塀の数（公共）
- ④ 〃 （民間）
- ⑤民間のブロック塀を耐震化する場合の助成制度の有無と内容

（回答）

- ① 16 か所
- ②管内の全てのブロック塀を対象に調査していないため、把握できていません。しかし、通学路のブロック塀について調査しました。その結果、33 件の適合しないブロック塀がありました。
- ③ 6 か所
- ④補助制度を活用し、3 件の改修がありました。（H31.1.18 現在）
- ⑤10/1 より補助開始 詳細については、別添のとおりです。

7. 泉南地区協議会独自要請（2項目）

(1) 安全安心な街づくりについて

南海本線吉見ノ里は、田尻町唯一の沿線駅であるが、吉見ノ里駅踏切より山側については、一定の道路拡幅が行われ、歩道も設置されているものの踏切海側については、道路が狭い。

子どもが事故・事件の被害者とならないように通学路の安全を確保するため、駅前広場整備と併せて、駅前周辺の再開発を実施するよう要望します。

また、駅利用者の利便性や安全対策だけでなく、踏切周辺の通学路の安全確保及び災害時の対応等のため、早期に吉見ノ里駅の無人化を解消するよう働きかけること。

（回答）

吉見ノ里駅前につきましては、駅前広場整備などの駅周辺整備を鉄道事業者と協働して進め、良好な駅前空間の創出及び安全な駅周辺整備の実現に向けて取り組んでまいります。

吉見ノ里駅の無人化解消につきましては、これまでさまざまな方面から要望を行ってまいりましたが、現時点において具体的な成果は見いだせていない状況です。

今後におきましても引き続き解消に向け要望を行ってまいりたいと考えております。

(2) まちづくりの人材育成対策について

移住・定住施策等により、8000人の大家族プロジェクトの推進が図られている中、必須要素と考えられる活発な地域コミュニティが着実に形成されるような事業展開をすることで、未来のまちづくりに向け、多彩な人材が育成されるような対策に取り組まれない。

（回答）

平成30年度より、地域コミュニティの活性化のため、これまで仕事や生活に追われ、地域に疎遠になりがちの方々が今後田尻町で活躍できるきっかけづくりとして、還暦を迎えられる方を対象に、「還暦のつどい」を開催しております。

今後につきましても、活発な地域コミュニティが形成されるような事業に取り組んでまいります。

ブロック塀等の撤去に対する補助制度を創設しました。

1. 趣 旨

田尻町では、道路を通行する方の安全を確保するため、また、迅速な避難及び復旧の経路を確保するため、道路に面している私有地のブロック塀等の撤去に係る費用を補助します。

2. 制度概要

制度概要は、以下のとおりです。なお、不明な点がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

【補助対象者】

ブロック塀等の所有者であり、町税の納付に滞りがないこと。

【補助対象工事】

撤去するブロック塀等（コンクリートブロック塀、コンクリート塀、石塀、レンガ塀、土塀等をいい、ブロック塀等の一部にフェンスが存在するものを含む。）が道路（国、大阪府又は田尻町が管理する道路）に面しており、高さが 60cm 以上のものであり、道路に面する部分のブロック塀等を全て取り除くこと。

【補助金の額】

工事費等の額又は撤去するブロック塀等の見附面積 1 m²につき 13,000 円を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）とし、30 万円を限度とする。

※見附面積は、撤去するブロック塀等の（延長×高さ）です。

※フェンス、シャッター、建具等は、見附面積に含みません。

【受付期間】

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで（土・日、祝日、年末年始は除く。）

8時45分から17時15分まで

【その他】

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とした地震以降で、本補助制度創設前に工事着手した工事については、対象となりますのでご相談ください。

3. 申込み先及び問合せ先

田尻町役場事業部都市政策課

TEL 072-466-5006

FAX 072-466-5025